

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2019年度）

住 所 神奈川県小田原市東町5丁目33番1号
 事業者名 箱根登山バス株式会社
 代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 野村 尚廣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両の更新	ノンステップバスが走行可能な路線を走る車両については、更新時に随時導入する。	ノンステップバス6台導入（1台廃止）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
有資格者の配置	サービス介助士の資格を持った運転士、営業所員を適切に配置し、円滑に誘導が行える体制を整備する。	運転士資格取得率 94% 営業所員資格取得率 94%

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の拡充	車両更新時に方向幕を白色LED化することによって視認性を向上させ、かつ車両・営業所等に筆談機設置を推進する。	・白色LED車両10台導入 ・営業所へ筆談機を導入済

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
従業員に対する研修の実施	全従業員に対し、安全研修を通じ、状況に応じた対応方法を指導する。	2019年9月実施
乗り方教室の開催	小田原市内の小学生を対象にバスの乗り方教室を実施し、乗車時におけるマナー啓発を継続的に実施する。	2019年10月実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

多くのお客さまがご利用される停留所において、上屋増設の検討を行う。
 →必要となるバス停をピックアップし、土地所有者等と設置に関して交渉しております。

(3) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの	計		うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	
															計
前年度車 両数	146	141	58	83	0	0	0	5	5	0	4	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	20	11	6	5	0	0	0	9	9	0	9	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	11	9	1	8	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	
年度末車 両数	155	143	63	80	0	0	0	12	12	0	11	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。